

## 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で提示された「子ども・子育て新システム」（以下「新システム」という）は、現在の保育制度を大きく変えようとするものであるが、子どもの権利保障の観点から看過できない深刻な問題がある。

新システムは、保育制度を市場化し、営利企業の参入などを進め、公費の大幅な増額なしに安上がり保育サービスの供給量の増大を図ろうとするもので、まさに介護保険と同じ仕組みである。

昨今、介護現場では、介護従事者の労働条件が急速に悪化し、人員配置基準の手薄さによる介護事故が頻繁に起こり、介護の質は著しく低下する傾向にある。

さらに、市町村の保育の実施義務をなくし、国の保育責任を放棄することになる新システムの導入は、最も保育を必要としている子どもたちや家族が、今後はその支援を受けられなくなる可能性がある。

そればかりか、公的責任の後退や保育料の応益負担化は、保育の質の低下と介護保険のような深刻な保育従事者の不足をもたらすことは確実である。

また、地域主権改革の名のもと、保育所最低基準が廃止され、地方条例化されようとしているが、そうなれば、ますます自治体間格差が拡大していくことになる。

今、国が早急に取り組むべきことは、新システムの導入ではなく、現在の公的保育制度を充実させ、早急に待機児童解消のための保育所整備計画を策定し、必要な財政支援を行い、認可保育所を増やすことと考える。

憲法第 25 条と児童福祉法第 24 条にもとづく現在の公的保育制度こそ、子どもの権利、保護者や保育従事者の人間らしく働く権利を保障しうる制度であり、子どもの最善の利益の保障（子どもの権利条約第 3 条）にかなう制度である。現在の公的保育制度を変えようとする「子ども・子育て新システム」の導入に強く反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年 2 月 23 日

鹿児島県日置市議会議員 成田 浩

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣  
国家戦略担当大臣